

裁判長
認印



| 調 書 (決定) | |
|--|---|
| 事 件 の 表 示 | 平成 2 4 年 (才) 第 2 1 4 4 号 平成 2 4 年 (受) 第 2 6 4 6 号 |
| 決 定 日 | 平 成 2 5 年 9 月 5 日 |
| 裁 判 所 | 最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷 |
| 裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 | 横 田 尤 孝 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 白 木 勇 樹 山 浦 善 樹 |
| 当 事 者 等 | 上 告 人 兼 申 立 人 株 式 会 社 高 麗 書 林 同 代 表 者 代 表 取 締 役 朴 炳 憲 上 告 人 兼 申 立 人 朴 光 洙 上 記 両 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 片 岡 朋 行 ほか 被 上 告 人 兼 相 手 方 坂 本 孝 夫 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 小 口 恭 道 |
| 原 判 決 の 表 示 | 知的財産高等裁判所平成24年(ネ)第10022号, 第 10033号(平成24年9月10日判決) |
| 裁判官全員一致の意見で, 別紙のとおり決定。 平成25年9月5日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 向 吉 修(印) | |

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成 2 5 年 9 月 5 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 向 吉

